

# 「ソーシャルメディア利用ガイドライン」

理事長室広報課

## (目的)

ソーシャルメディア（Facebook、Twitter、mixi、Blog、Google+、Line、YouTube、Instagram等）は、今や広く社会に浸透し、多くの教育機関の現場でも利活用されるようになってきました。これらソーシャルメディアを有効に活用することで、情報を効果的に伝えられるだけでなく、情報交換することが可能となっており、今後ますます相互関係の構築にあたって重要な手段となることが見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対して多大な影響を及ぼす危険性も含んでいます。また、法令違反があれば刑事罰に問われることがあるほか、民事訴訟を提起されることもあります。そのため、ソーシャルメディアを正しく使いこなすためには、利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範等を十分に理解する必要があります。

そこで、学園の教職員・学生・生徒・児童においても組織や個人での利用が増えていることから、こうしたソーシャルメディアを安全に利活用するために、以下のソーシャルメディアガイドラインを策定することとしました。

## (定義)

### (1) ソーシャルメディア

人間同士の関わり合いを支援するためにコンピュータシステムを用いるという利用形態のことです。利用者がコメントやレビューを書いたり、活動の記録を Web 上に残しながら、不特定多数の利用者と共有することでコミュニケーション活動を行うことが可能であるインターネット上のサービスをいいます(ソーシャルネットワーキングサービス「SNS」)。

### (2) 学園の一員

学園の教職員・学部生・大学院生等・生徒・児童をいいます。  
(生徒・児童においては、在籍する学校の指示に従ってください)

#### 1. 「法令遵守」

基本的人権、知的財産権（肖像権、著作権、商標権等）に関して十分留意すること。人の肖像写真等については、著作権とは別に被写体となった人の人格権に基づく権利が認められる場合があるため、知的財産権のみならず、こうした人格権にも配慮すること。

#### 2. 「学園の一員としての自覚」

学園の一員としての身分を明らかにした上で、ソーシャルメディア上での活動を行う場合、社会的視点では、学園を代表したイメージで受け取られる可能性があることを自覚し、学園の一員として恥じない行動に努めること。

#### 3. 「正確な情報」

発言する前に、その発言の内容に虚偽がないことを確かめること。発言後にその発言の訂正や撤回の旨を投稿するのではなく、発言の前に情報源に照らし合わせて、その情報の真偽を検証することが必要である。発言した内容が自身を傷つけるだけでなく、興味本位に扱われて、学園の伝統や品格を損なう原因にならぬよう留意すること。

#### 4. 「自身のプライバシー保護」

ネットワーク上でのコミュニケーション活動では、情報を削除しても第三者において保存・アーカイブ化され、将来にわたり人物情報として利用される恐れもある。個人情報以外にも行動履歴等から個人を特定される事例もあるので、十分留意すること。また、就職活動において、雇用者が雇用希望者を Web で検索することが増えてきていることを自覚し、Web 上で発言したことが将来、自身を困らせることがないよう、十分留意すること。

#### 5. 「免責文の記載」

学園に関連した内容について、個人的見解を発言する際は、学園の一員としての身分及び本名を明らかにした上で一人称を使用し、学園の見解ではなく自身の見解であることを明確

にすること。

6. **「情報発信に際しての遵守事項」**

次のような情報は発言してはならない。

- (1) 誹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ、脅迫に該当する内容
- (2) 他人のプライバシーに関する内容
- (3) 公序良俗に反する内容
- (4) 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病気、性、思想、信条に関する差別的な内容
- (5) その他、教育・研究目的を逸脱した商業的行為を目的とする情報

7. **「守秘義務・機密情報の取扱」**

職務上知りえた守秘義務のある情報を公的に発言しないこと。これは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではない。

8. **「個人情報の取扱」**

利用者から提供された個人情報については、適切な管理を行い、外部への流出防止だけでなく、情報の紛失、破壊、改ざんの危険や外部からの不正なアクセス等の危険に対して、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施し、利用者の個人情報の保護に努めること。

9. **「係争に発展した場合」**

学園の一員が行ったコミュニケーション活動において、何らかの係争に発展した場合、また、情報発信内容がふさわしくないと学園が判断した場合、学園はその品位を守り、社会的責任を果たす目的で、学園の一員のコミュニケーション活動について調査することがある。

**「注意事項」**

- (1) シンボルマーク (T ウェーブ) は、学園の知的財産です。個人またはクラブ・サークル等において、ソーシャルメディア (Facebook、Twitter 等) を立ち上げる際、例え学園の一員であっても無断に使用することはできません。使用を希望する場合は、「オフィシャルマークの使用ガイドライン」を遵守し、申請をしてください。不明な点がある場合は、理事長室広報課へ問い合わせてください。
- (2) 学園の一員としての身分及び本名を明らかにせず利用しているソーシャルメディアから、本学園の各学校・機関のホームページへのリンクは禁じます (間接的なリンク含む)。
- (3) 「ソーシャルメディア利用ガイドライン」は、メディアの進化に合わせて更新することがあります。変更したガイドラインは本サイト上に掲載・表示した時点で効力を有し、全ての利用者に適用されます。

ソーシャルメディアに関するお問い合わせ  
学校法人東海大学 理事長室広報課  
Tel : 03-3467-2211(代表)  
Fax : 03-3485-4939  
E-mail : pr@tokai.ac.jp